

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第64号

香川県自然環境保全条例施行規則及び香川県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (香川県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第1条 香川県自然環境保全条例施行規則(昭和49年香川県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設(樹林帯を除く。)を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1) 略</p>	<p>(特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為)</p> <p>第17条 条例第18条第10項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設を改築し、若しくは増築すること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 道路法第2条第1項に規定する道路を改築し、又は増築すること(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)。</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) 第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(特別地区内における許可等を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第18条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの</p>
	1

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ～キ 略

ク 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ケ～テ 略

ト 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯籠、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ～ネ 略

(2)～(6) 略

(7) 略

ア～ク 略

ケ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ～シ 略

(8)～(11) 略

(12) 略

ア～カ 略

キ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

ア 森林の保護管理のための標識を設置し、又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。

イ～キ 略

ク 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）を改築すること（舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。

ケ～テ 略

ト 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものを新築し、改築し、又は増築すること。

ナ～ネ 略

(2)～(6) 略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであって次に掲げるもの

ア～ク 略

ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

コ～シ 略

(8)～(11) 略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～カ 略

キ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第4条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

ク・ケ 略

(13) 略

ク・ケ 略

(13) 略

(香川県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県立自然公園条例施行規則（平成3年香川県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1（第19条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 社寺境内地又は墓地において、鳥居、<u>灯籠</u>、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 信号機、<u>防護柵</u>、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築を含む。）。</p> <p>12 略</p> <p>13 道路の舗装及び道路の<u>勾配緩和</u>、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないものを作ること。</p> <p>14 略</p> <p>15 巣箱、<u>給餌台</u>、給水台等を設置すること。</p> <p>16～22の12 略</p> <p>22の13 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野</p>	<p>別表第1（第19条関係）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 社寺境内地又は墓地において、鳥居、<u>灯ろう</u>、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>4～6 略</p> <p>7 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、森林法（昭和26年法律第249号）第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>8～10 略</p> <p>11 信号機、<u>防護さく</u>、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあっては、新築を含む。）。</p> <p>12 略</p> <p>13 道路の舗装及び道路の<u>こう配緩和</u>、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないものを作ること。</p> <p>14 略</p> <p>15 巣箱、<u>給じ台</u>、給水台等を設置すること。</p> <p>16～22の12 略</p> <p>22の13 県立自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であって、同法第4条第3項に規定する国内希少野</p>

生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第54条第2項の規定による協議に係るものを含む。）を損傷すること。

22の14 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

22の15 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。

22の16 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の17～53の6 略

53の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

54～54の3 略

54の4 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の5・55 略

55の2 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議してその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

56～57の5 略

58 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公

生動植物種又は同法第5条第1項に規定する緊急指定種に係るもの損傷すること。

22の14 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

22の15 県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

22の16 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

22の17～53の6 略

53の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

54～54の3 略

54の4 県立自然公園の区域のうち国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により国が行う保全事業又は同条第3項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

54の5・55 略

55の2 県立自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

56～57の5 略

58 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公

園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

59～72 略

園法施行令（昭和31年政令第290号）第4条第6項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超える、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

59～72 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。